

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月25日
【会社名】	株式会社アールシーコア
【英訳名】	R.C.CORE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二木 浩三
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 川又 義寛
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台一丁目4番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長二木浩三は、当社及び連結子会社（以下、当社グループという。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、財務報告に係る内部統制には、統制担当者の判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀等、内部統制固有の限界により、財務報告の虚偽記載を防止又は発見することができない可能性があります。また、当初予定していなかった企業内外の環境変化や非定形的な取引等に対応できないために、それを起因とする財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長二木浩三は、平成21年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象といたしました。

ただし、平成20年9月16日に設立した当社100%出資の連結子会社である株式会社BESSパートナーズに対して、当社は平成21年1月1日付をもって札幌地区における住宅事業を会社分割により継承させましたが、当該事業年度における期間が3ヶ月間の短期間であることに加え、当社グループの連結売上高に占める構成比率が1.5%と僅少であり、金額的な重要性が認められないと判断したことから、株式会社BESSパートナーズは内部統制の評価の対象とはしていません。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下、全社的な内部統制という。）及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な視点で評価することが適切と考えられるものについては、すべての事業拠点（事業部門を含む、以下同じ。）について評価の対象とし、評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している事業拠点を重要な対象拠点として選定し、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売掛金及び完成工事未収入金」、「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」、「販売用不動産」、「仕掛販売用不動産」、「未成工事支出金」、「買掛金及び工事未払金」、「前受金及び未成工事受入金」、「売上高」及び「売上原価」に至るプロセスを評価の対象といたしました。

さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加いたしました。

評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長二木浩三は、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。